

【表紙】

【発行登録番号】	30 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 2月 6日
【会社名】	東京センチュリー株式会社
【英訳名】	Tokyo Century Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅田 俊一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練堀町 3番地
【電話番号】	03 (5209) 7055(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 野田 敏彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田練堀町 3番地
【電話番号】	03 (5209) 7055(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 野田 敏彦
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成30年 2月14日)から 2年を経過する日(平成32年 2月13日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

東京センチュリー株式会社 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)

東京センチュリー株式会社 横浜支店

(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)

東京センチュリー株式会社 名古屋営業部

(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)

東京センチュリー株式会社 大阪営業第一部

(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)

東京センチュリー株式会社 神戸支店

(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

リース物件を含む設備資金、割賦販売物件等の購入資金、貸付資金、有価証券の取得資金、投資資金、運転資金、借入金の返済資金、短期社債の償還資金、コマーシャル・ペーパーの償還資金及び社債の償還資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

- (1) 事業年度 第48期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月23日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第49期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年7月2日までに関東財務局長に提出予定
- (3) 事業年度 第50期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) 平成31年7月1日までに関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第49期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月4日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第49期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月6日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第49期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年2月5日関東財務局長に提出
- (4) 事業年度 第50期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月14日までに関東財務局長に提出予定
- (5) 事業年度 第50期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日) 平成30年11月14日までに関東財務局長に提出予定
- (6) 事業年度 第50期第3四半期(自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日) 平成31年2月14日までに関東財務局長に提出予定
- (7) 事業年度 第51期第1四半期(自 平成31年4月1日 至 平成31年6月30日) 平成31年8月14日までに関東財務局長に提出予定
- (8) 事業年度 第51期第2四半期(自 平成31年7月1日 至 平成31年9月30日) 平成31年11月14日までに関東財務局長に提出予定
- (9) 事業年度 第51期第3四半期(自 平成31年10月1日 至 平成31年12月31日) 平成32年2月14日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成30年2月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月26日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（平成30年2月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年9月12日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記3(2)の臨時報告書の訂正報告書）を平成29年9月27日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（平成30年2月6日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等における将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に関する将来に関する事項は、一

定の経済状況、産業動向その他様々な前提・仮定及び見通しに基づき判断したものであり、様々な要因により異なる結果となり得る可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

- 東京センチュリー株式会社 本店
(東京都千代田区神田練堀町3番地)
- 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
- 東京センチュリー株式会社 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2)
- 東京センチュリー株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号)
- 東京センチュリー株式会社 名古屋営業部
(愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号)
- 東京センチュリー株式会社 大阪営業第一部
(大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号)
- 東京センチュリー株式会社 神戸支店
(兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし